

佐井村下水道事業経営戦略 (特定環境保全公共下水道事業)

団 体 名 : 青森県 佐井村

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年月日 (供用開始後年数)	平成 19 年度 (供用開始後 9 年)	法適(全部適用・一部摘要) ・ 非適 の 区 分	非適用 (現状においては法適化の予定なし)
処理区域内人口密度	36.97人/ha	流域下水道等への接続の有無	無し
処理区数	1区(佐井処理区)		
処理場数	1箇所(佐井村浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成22年度に下水道事業計画を見直し、新たな下水道区域の拡張は行わず、下水道処理区域外については、合併浄化槽(個人設置型・村補助)の整備を推進していく方針。		

*1「広域化」とは一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道との接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは①の他の事業との統廃合、②公共下水・集排・浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を共わない)を指す。

② 使用料

一般家庭使用料体系の 概要・考え方	基本使用料:10㎡まで:1,500円 従量使用料:10㎡を超えるもの:1㎡につき150円 ※各料金には消費税及び地方消費税が加算されます。				
業務用使用料体系の 概要・考え方	該当無し				
その他の使用料体系の 概要・考え方	【公衆浴場・プール用】 基本使用料:10㎡まで:1,500円 従量使用料:10㎡を超えるもの:1㎡につき30円 ※各料金には消費税及び地方消費税が加算されます。				
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,240円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,466円
	平成26年度	3,240円		平成26年度	3,554円
	平成27年度	3,240円		平成27年度	3,593円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	下水道関連に関する組織については下記のとおりである。 課長(土木・漁港・水道・下水道・農業・林業・水産業総括) 1名 総括主幹(土木・漁港・水道・下水道総括) 1名 主査(水道技術管理者・下水道兼務) 1名 主事(水道及び下水道料金・土木のうち公営住宅兼務) 1名 計4名 平均年齢は41.0歳
事業運営組織	平成22年に産業建設課 建設係と水道係を、建設・水道部門(建設担当・水道下水道担当)に統合 平成27年度に建設・水道部門を、建設・水道係に名称変更

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	施設維持管理業務、消防設備保守点検業務、自家用電気工作物保守管理業務、下水道汚泥処理委託業務、下水道汚泥運搬委託業務、脱水汚泥溶出試験業務委託、水質検査業務委託を民間業者に委託している。
	イ 指定管理制度	平成19年度から現在まで民間委託を単年度契約で実施しており、流入汚泥の増加により委託積算費用も変化することから、指定管理者制度については未検討である。
	ウ PPP/PFI	平成19年度から現在まで民間委託を単年度契約で実施しており、流入汚泥の増加により委託積算費用も変化することから、PPP/PFIについては未検討である。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)*4	活用できる資産無し
	イ 土地。施設等利用 (未利用土地、施設の活用等) *5	活用できる資産無し

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資産(資源を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付している。

平成28年度に策定・公表した平成27年度決算「経営比較表」を添付している。
この経営比較分析表は経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本村の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の状況及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となる。

2. 経営の基本方針

<p>○計画的な事業の執行 平成19年の供用開始から約10年が経過した現在、下水道への接続件数は事業開始以降年々増加傾向にある。しかし、今後は維持管理面において老朽化していく施設の保守・長寿命化等を検討・実施していかなければならない時期を迎えており、更には、人口減少が年々進行することが考えられるため、使用料水準等も検討した上で財政計画を策定し、計画的な経営改善を続けていく必要がある。</p> <p>○効率的な事業の実施 業務の効率化とコスト削減に積極的に取り組み、これまでと同様に民間委託の活用により業務効率化を図りつつ、包括的民間委託についても検討していく。また、漁業集配水排水事業との連携についても検討していく。</p> <p>○収入の確保と負担の適正化 財政基盤強化のため、収入の確保と他会計との負担区分の適正化を図る。また、収入確保のため使用料の収納率を向上させると共に、適切な使用料の見直しを行う。国庫補助金や企業債についての確に資金調達を行っていく。</p> <p>○水洗化の促進 公共用水域の水質保全のため、下水道区域内における未接続者の解消に向け、広報等の周知により加入促進を図っていく。</p> <p>○災害・危機管理対策 本村では、災害に対する事業継続計画(BCP)を策定していることから、災害が発生した場合は、事業継続計画に従って被災した下水道施設の特定を行い、影響を受ける範囲を把握し村民に周知すると共に、応急復旧対策等を実施していく。</p>

3. 収 支 計 画

(1) 収 支 計 画 : 別 紙 の と お り

(2) 収支計画の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

当村は、平成22年度の事業計画の変更をもって下水道区域内の整備はほぼ完了している。
今後においては下水道区域内の整備済の施設・設備の修繕が主となることから、維持管理を行う上で施設機器の損耗に伴う機器の更新はやむを得ないこととし、大規模な改修以外については個々の機械修繕で対応する。
施設機器の修繕・長寿命化計画を策定し、財政負担等も考慮し複数年での費用平準化を図る。

② 収支計画のうち財源についての説明

当事業における主な収益的収入は、営業収益の使用料収入・営業外収益の他会計繰入金となっている。
使用料については、今後の人口減少による減収は避けられないものと想定しているため、整備区域内の水洗化率の向上に努めていく。また、使用料の料金改定(基本的に3年毎)も並行して行うことにより、使用料収入の減少を抑えていきたいと考えている。
他会計繰入金については、国が定める基準に基づくもの及び国の基準外のどちらも活用している状況である。繰入額が少なくなるよう、各種歳出の抑制及び収入の確保策を検討したいと考えている。
大規模事業の際の国庫補助金については、最大限の補助となるよう不明水の削減を図る。
資産の有効活用については、小水力発電や太陽光発電などの発電設備の整備についての費用対効果(B/C)検討を行う。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

現在において下水道接続者は増加傾向にあるが、大口業者の加入に目途がついたことから、下記の費用については、総額で平成28年度予算ベースから増減なしで一括算定している。

- ・民間活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)
- ・職員給与に関する事項
- ・動力費に関する事項
- ・薬品費に関する事項
- ・委託費に関する事項

○修繕費に関する事項

平成19年度の開始時から約10年が経過し、修繕箇所が増えてきている。基本的には当初予算における委託料の落札減分等を活用し既存予算内での設備修繕を図る。大規模修繕について平成28年度現在は随時対応しているが、平成29年度以降において施設長寿命化計画を策定し、計画的な修繕を実施する。

(3) 収支計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	現在、下水道区域整備は完了していることから、下水道区域外においては合併浄化槽の設置促進により水洗化を進めていく。 また、当村は環境保全公共下水道1区域、漁業集落排水4区域で供用開始しているが、広域化・共同化(各漁業集落排水汚泥の特定環境保全公共下水道受入)については費用対効果を配慮した事業実施の可否を検討する。
投資の平準化に関する事項	現在における当事業の企業債償還額は、平成28年度より今後5年程度償還ピークを迎えることから、資本費平準化債を発行し、償還額の平準化を図る。
民間活力の活用に関する事項 (P P P / P F I など)	平成19年度から現在まで民間委託を単年度契約で実施しており、流入汚泥の増加により委託積算費用も変化することから、PPP/PFIについては未検討である。
そ の 他 の 取 組	他の同規模下水道事業と経営状況を比較し、情報共有を図る。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	平成19年度より供用を開始しているが、使用料については加入促進の観点から見直しを行っていないのが現状である。 平成30年度より3年毎を目役にして、使用料体系・使用料金についての見直しを検討する必要がある。
資産活用による収入増加の取組について	現状では、他会計繰入金により経営が成り立っていることは否めないことから、維持管理費用等の適切な削減及び加入促進などの収益増大対策を実施し、収入の増加を図る。
そ の 他 の 取 組	建設改良費等については、国の国庫補助及び交付金、交付税措置の有利な起債の借入等など、適切な財源確保について検討する。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	PPP/PFIなどの民間的経営手法の導入については、事業の公共性と効率性・村外事業者参入の可否などが、今後の検討課題と捉えている。
職員給与費に関する事項	本村の給与制度による。
動力費に関する事項	機器の適正な運用を図り、コスト削減に努める。
薬品費に関する事項	従来から単価契約の実施などにより経費削減に努めているが、包括的民間委託等によりコスト削減可能か検討する。
修繕費に関する事項	事業開始から約10年経過しているが、今後は更に修繕費等が増加することが確実視されていることから、計画的な修繕を実施する必要がある。また、維持管理面において、老朽化する施設の長寿命化・修繕等の計画を検討・実施していく必要がある。
委託費に関する事項	委託内容については内容を精査し、適正な委託料となるよう努める。
そ の 他 の 取 組	水洗化推進、収納率向上など財源確保につながる経費については、費用対効果を検証しつつ取り組む。 使用料改定については、類似団体の料金及び使用料体系の比較を行い、適切な料金設定となるよう取り組む。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、進捗管理を行い、最低でも5年毎に見直しを行う。PDCAサイクルにより、経営戦略の事後検証を行い、現状と合わない部分については更新する。
---------------------	-------------------------------------------------------------------------

収支計画

【特定環境保全公共下水道】

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (決算見込)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)												
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)												
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)												
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)												
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤字比率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	33.3	30.5	30.7	31.3	32.4	36.2	38.8	42.4	47.1	50.5	52.9	55.7
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	7,756	8,190	8,230	8,140	8,450	8,692	9,129	9,398	9,863	10,162	10,657	10,567
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)												

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (決算見込)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分												
収益的収支分	32,581	27,665	26,691	25,803	24,578	23,575	22,546	21,765	22,882	20,216	19,401	19,640
うち基準内繰入金	9,500											
うち基準外繰入金	23,081	27,665	26,691	25,803	24,578	23,575	22,546	21,765	22,882	20,216	19,401	19,640
資本的収支分	37,244	35,279	38,190	38,555	38,966	35,108	30,814	25,398	19,887	12,871	9,889	7,100
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金	37,244	35,279	38,190	38,555	38,966	35,108	30,814	25,398	19,887	12,871	9,889	7,100
合 計	69,825	62,944	64,881	64,358	63,544	58,683	53,360	47,163	42,769	33,087	29,290	26,740

経営比較分析表

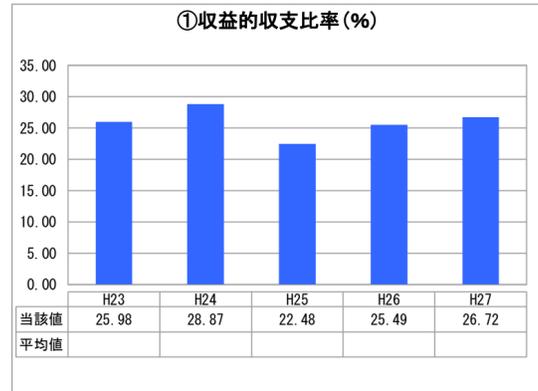
青森県 佐井村

業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D3
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)
-	該当数値なし	60.61	107.81

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
2,237	135.04	16.57
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
1,331	0.36	3,697.22

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
【】	平成27年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



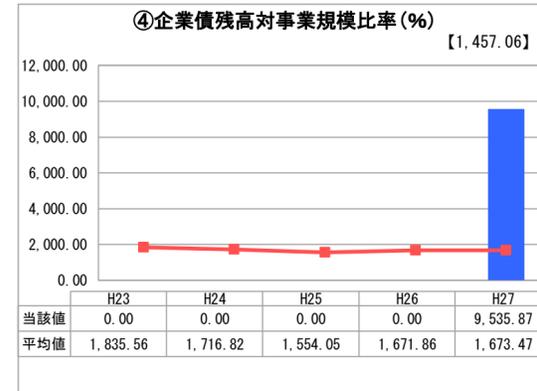
「単年度の収支」



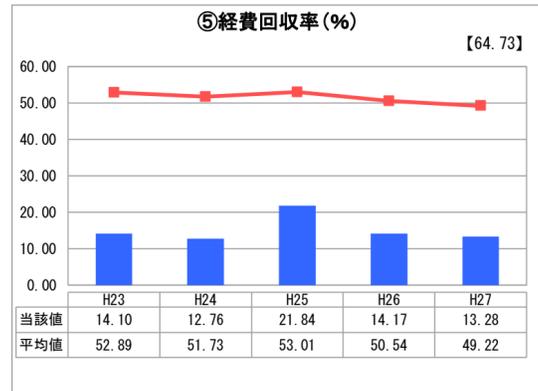
「累積欠損」



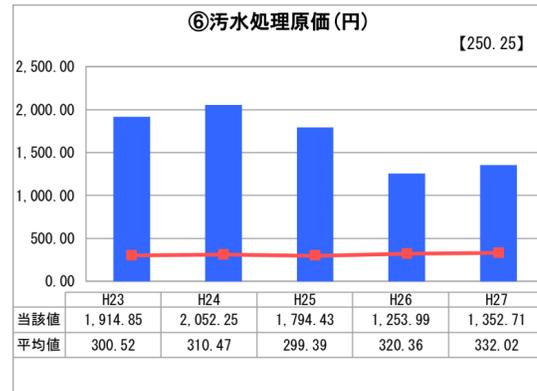
「支払能力」



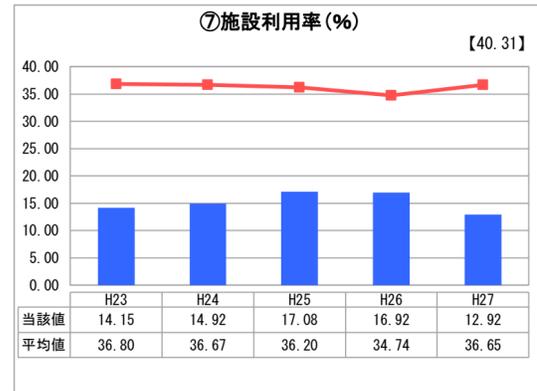
「債務残高」



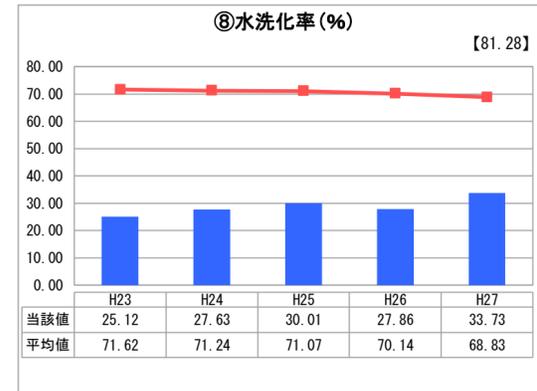
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

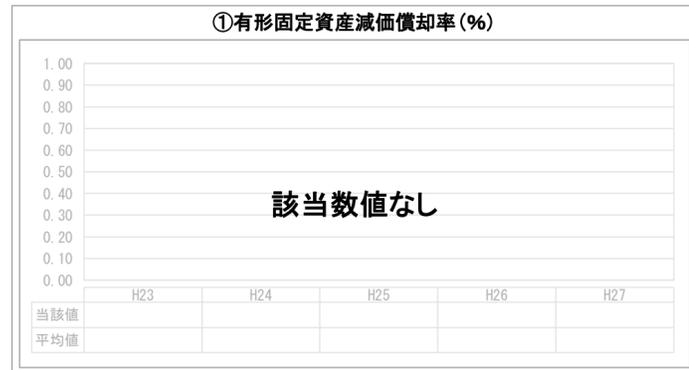


「施設の効率性」

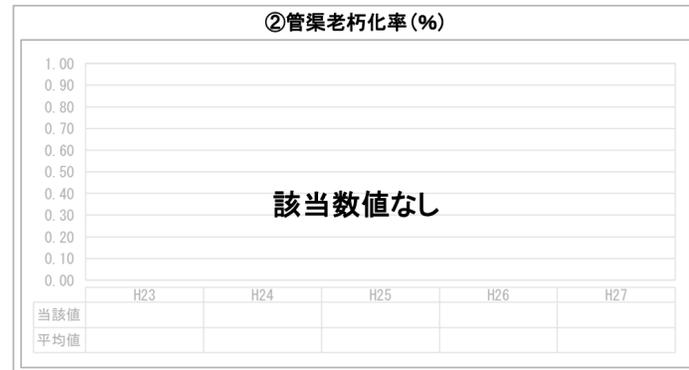


「使用料対象の捕捉」

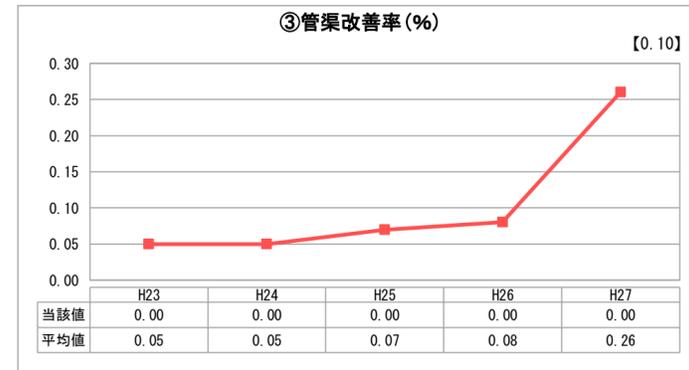
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

特定環境保全公共下水道事業は維持管理・村債償還費用を他会計繰入金より充当しているのが現状である。
また、事業休止してから5年程度経っており、現在は村債の償還ピークである。今後5年程度は平成27年度決算と同様の村債償還が発生すると思われる。

2. 老朽化の状況について

供用開始後から約10年程度経過しており、施設構造物については、極端な劣化は見られない。施設機械設備については連続稼働する設備も存在することから、オーバーホール等の修繕を行わなければならない機器も見られる。

全体総括

供用開始後から約10年程度経過しており、施設構造物については、極端な劣化は見られない。施設機械設備については連続稼働する設備も存在することから、今後は維持管理計画を策定し適切な機器更新等に努めていきたい。
また、維持管理費の低減・下水道加入の促進など各種施策実施するとともに、使用料金の改定を検討し収益の向上を図る。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。